

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成28年6月15日(水) 開会時間 午後 1時02分  
閉会時間 午後 5時12分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 早川 浩  
副委員長 山田 七穂  
委員 白壁 賢一 塩澤 浩 皆川 巖  
渡辺 英機 水岸富美男 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎  
森林環境部理事 前沢 喜直 森林環境部次長 笹本 稔  
森林環境部次長 石原 啓史 森林環境部技監 小林 均  
森林環境総務課長 市川 美季 大気水質保全課長 古屋 敏彦  
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 平塚 幸美  
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 桐林 雅樹  
県有林課長 山田 秋津 治山林道課長 鷹野 裕司

県土整備部長 大久保 勝徳 県土整備部理事 垣下 禎裕  
県土整備部理事 三浦 市郎 県土整備部技監 水上 文明  
県土整備部技監 細川 淳 総括技術審査監 藤森 克也  
県土整備総務課長 中澤 和樹 景観づくり推進室長 長田 泉  
建設業対策室長 宮阪 佳彦 用地課長 渡邊 仁  
技術管理課長 池谷 和樹 道路整備課長 清水 敬一郎  
高速道路推進課長 丸山 裕司 道路管理課長 雨宮 一彦  
治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 望月 一良  
下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻  
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

議題 (付託案件)

- ※第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの
  - ※第76号 山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
  - ※第77号 山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
  - ※第78号 契約締結の件
  - ※第79号 契約締結の件
  - ※第80号 契約締結の件
  - ※第81号 変更契約締結の件
- ※請願第28-3号 道路予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第28-3号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部、県土整備部の順に行うこととし、午後1時02分から午後2時49分まで森林環境部関係、休憩をはさみ午後3時11分から午後5時12分まで県土整備部関係の審査を行った。

## 主な質疑等 森林環境部関係

### ※第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

#### 質疑

##### (木材業振興対策費について)

山田（七）副委員長 森の2ページ、木材業振興対策費のうちの県産材ブランド化推進事業費について幾つかお伺いいたします。私も、県産材の利用、県産材の活用というのをぜひとも進めていただきたいと思っています。FSCの認証材がさまざまなところで使われて、そのよさを知っていただければ需要拡大につながるという点から、私ども、この事業に期待をいたすところでございますけれども、まずこの事業の目的や内容についてお伺いいたします。

桐林林業振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。この事業につきましては、幅広い分野におけます県産材の利用を図るため、多くの人に本県木材に親しみを持ってもらえるよう、県産材のブランド化を推進するものであります。内容につきましては、東京オリンピック、パラリンピックを重要な機会といたしまして、県産FSC認証材を利用しました、手軽に積み重ねて収納できる、使い勝手のよい椅子、いわゆるスタッキングチェアと言われているものであります。同様なテーブル、また、スピーチスタンド等の開発に助成するものであります。以上であります。

山田（七）副委員長 事業の目的や内容についてはわかりました。次に、この補助先となるやまなし水源地ブランド推進協議会というのはいかなる団体なのかお伺いいたします。

桐林林業振興課長 補助先となりますやまなし水源地ブランド推進協議会につきましては、早川町や丹波山村が中心となりまして、地域を活性化し、緑豊かな水源地を守っていくことを目指すことといたしまして、平成24年に発足し、構成員は産官民の多様な分野のメンバーで構成されております。協議会では、学習機などの製品化の実績もあり、新たな製品開発におきまして、いわゆる素材、川上から、製品、川下の関係者間での体制づくりなどのモデルとして期待できるものと考えております。以上であります。

山田（七）副委員長 今後、開発した製品、商品というのをどのようにPRしていくのか。また、主にどういうところに重点を置いてPRしていくのか、そこを最後にお伺いいたします。

桐林林業振興課長 PRなどにつきましての御質問についてであります。事業者である県産やまなし水源地ブランド推進協議会におきましては、開発の製品を紹介する冊子を作成いたしまして、新国立協議場や有明アリーナなどのオリンピック関連施設、あるいはレセプション会場として想定されますホテルなどに協議会委員のネットワークを活用しながらPRするというところであります。また、私ども県といたしましても、このような活動を行い、実際に製品が使われることによりまして、県産木材による製品が質、量ともに安定的に供給されることが広く理解され、県産材のブランド化につながっていくものと考えております。以上であります。

**(森林管理道開設費について)**

渡辺（英）委員 治山林道課のほうの、繰越明許費について伺います。今年、政府の要望というか、指示の中で、公共事業の前倒し、これを上半期に80%契約済みとする話が出ていますけれども、この繰越明許費がここに出ておりましたけれども、これはどのぐらいの治山林道事業のどれぐらいのパーセントを実施した、その残りなのか、どのぐらいの規模で出しているんですか。前倒しで出す部分。

鷹野治山林道課長 ただいまの御質問にお答えします。今回、繰越明許費とさせていただいた2事業6カ所については、事業費ベースで2億7,000万で、全体で言いますと4%ぐらい9月契約のものが上乘せになるという状況でございます。治山林道関係の公共事業では、本年度の当初予算額と前年度の繰越額を加えた65億円が分母になっておりまして、9月末までにその81.5%の53億円を契約済みにするという目標を立てております。その内訳としては、治山費について91.7%の33億円、林道費につきましては69%の20億円の執行を見込んでいるところでございます。以上でございます。

渡辺（英）委員 業界も大分仕事が少なくて困っているという声をよく耳にするわけですが、今、両方合わせると90%を超えるというような……81.5ということだね。その中で治山事業は大分進んでいるというようなことですが、林道のほうは非常にパーセンテージが少ないなという印象を受けるわけです。こうした状況の中ですから、速やかに工事を発注して、業者の皆さん方も手ぐすね引いて待っているという、こういう現状でございますから、その中で林道工事が少し少ないなど、こういう印象があるんですけれども、これについてはどうということですか。

鷹野治山林道課長 林道につきましては、路線ごとに工事を行っております。前年度からの繰越工事がございまして、その完成を待ってから、その先を発注しないと、工事を行っている間はその先に行けないという状況もございまして、そういった状況から執行率が低くはなっております。上半期の発注ができない、それらの路線につきましても、繰越工事等の進捗管理を徹底いたしまして、計画的に、9月に間に合わなくても少しでも早く執行できるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

渡辺（英）委員 林道の特異性というか、追い越し禁止というような話でしたけれども、今年は少し早めに出そうという全体的な動きですけれども、昨年と比べてどうなの。

鷹野治山林道課長 昨年度の9月末の治山林道における執行、契約状況は、71.4%でございますから、本年度の81.5%は10ポイントほど高い数値となっております。以上でございます。

渡辺（英）委員 最後にね、今年のほうが少し頑張っているなど、こういう印象を抱きました。山梨県の歴史を見ても、林業というのは非常に大事な一次産業で、今までいろいろな意味で支えてきた。また、森林の持つ多面的機能というのかな、大変な機能を持っているわけで、その林業振興に林道だとか治山ダムだとか、こうした事業って欠かすことができない。そういうことで、県土保全という意味からいっても、この事業は速やかに執行してもらいたい。そんな思いがあるわけですが、今後の取り組みについて課長の考えている御意見、最後に聞いて終わりたいと思いますけれども。どのように取り組んでいるのか。

鷹野治山林道課長 今、林業の振興に林道事業が役立つというお話と、進行管理の両方のお話を受けたと思っております。進行管理については、先ほど申し上げましたように、今、予定しているよりも現状の繰越工事等の進行管理を徹底して、9月に出せるものがあればもっと加えていきたいと。速やかな発注に努めたいと思っております。

もう1点、林道が林業に対して、あるいは林地保全に対してという御質問をいただいたところですが、山地災害を防止する治山がまず県土を保全する前提がございまして、その中で植えられた人工林の森林の整備を効率化したり、あるいは高性能林業機械の導入による木材の生産コストを下げるということを推進していく必要があると。そのためには、その基盤となる林道路網の整備は必要であると考えております。

今後におきましても、路網の整備を推進いたしまして、森林の適正な管理と林業の振興に林道を役立てるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 今、路網の話が出たのですが、高性能機械っていうよりも、ほんとうは路網のほうがいいんだよね。いろいろな路網があるんだろうけど、路網の整備をすることによって相当切り出しも楽になるしね。ということなんだけど、上半期に80%契約済みにするということで、この間の代表質問の中でも出ていたね、技術者が足りないんじゃないかと、こういうところの問題はどうなんだろう。

鷹野治山林道課長 現場代理人・主任技術者等の常駐の課題がございまして、以前、補正のときから、距離等、一部条件を満たせば、場所を兼ねていいというようなこともございますので、そういったことは継続をしていきたいとは思っています。

白壁委員 ということで、入札要件も緩和してくるのかな。というような意味合いも出てくるのかな。例えば、近接の工事とかってどうなるんだろう。

鷹野治山林道課長 近接の工事という場合がございまして、その場合、先ほど言いました現場代理人等の緩和の措置がございまして、入札の条件というか、林道については先線が終わってから発注ということですから、その工事を経てから出すという形なので、工期の重複等がないと考えております。

白壁委員 それで80%できるのかね。あんまり昔のように林道整備って多くないから、継続して動いているんだよね。ただ、林道の場合には、行ってこいじゃないか

ら、そのまま行きっぱなしだからなかなか難しいところがあるんだろうけれども、そういうこともお考えなのかな。いずれにしても、景気が多少上向きかげんになって、アベノミクスと言われているやつで少しよくなりつつあると。それを、もうワンステップさせるために、いわゆるマクロ経済的に公共事業に力を入れていこうということなんですね。それと、プラス、インフラの整備、プラスしながら林業の振興ということだから、こういうことでぜひ力を入れてほしいね。

マクロ経済的に言うと、事業が多くなれば業者は潤うんだけど、技術者が足りないとか、そうすると今度、ミクロ経済からすると、民間の人たちがそういうものを、今までやっていなかった人たちが建設業の許可を取って入札に参加してくる。それによって経済がマクロ、ミクロで活性するという意味だからね。そういうところは、よく指導なんかもしてもらいたいですね。指導ということは、今までやっていなかったような人たちがこれから公共事業に参入してくる。それが経済に入ってくるから、マクロ的に言うと、今までは人たちが忙しくなるだけ。ミクロ的に言うと、一般の公共事業をしていなかった人たちがあがってくるから経済が活性化。その人たちをよく指導していただきたいということなんです。

#### (木材加工流通施設整備事業費)

ここにせっかく河口湖って出ているからちょっとお聞きしたいんですけど、これは勝山村にできる公民館の内装材か何かの話なんですかね。よくわからないんですけど。

桐林林業振興課長 ただいまの委員の御質問であります。旧勝山村にできる公民館、建設しようとしている公民館でありまして、場所につきましては、勝山小学校、中学校のある、ほぼ北側近くになります。建物につきましては、木造建築、平屋建てでありまして、延べ床面積が352平米ぐらいのところでありまして、

事業費につきましては、現在のところ約1億800万ということで建設工事費を考えているところでありまして。補助額につきましては、交付率15%以内という形で1,187万4,000円といったところでありまして。

以上であります。

白壁委員

何か僕が多分、聞くと思って準備しておいたんだと思うけど、15%なんだ。ちょっと前、小立地区で同じような建物ができたときは50%で、何で50%なんだって聞いたら、構造材も入っているということだったね。15%の根拠って、僕、よくわからないんですけど、こういうものっていうのは、例えば内装材のパネルだとかそういうものに使うものですかね。床材とか。それを計算すると、たまたま15%になったから15%の補助なのかな。何か規定があって、この部分にこういうものを使う場合には15%だとかってあるんですか。

桐林林業振興課長 15%の根拠であります。実は、国であります。本年度、28年度の当初予算におきまして、国の木造公共施設関係の補助率が改定されたところがあります。以前につきましては、50%、いわゆる2分の1といったところが基本的に出ていたところでありまして、この28年度、国の当初予算から基本的に15%というふうになりまして、2分の1というのは残っておるのですが、その2分の1につきましては、新たな技術を導入する、例えば、今で言えば、CLT工法を導入するとか、そういった新たな技術を導入するといったようなことがあった場合に2分の1の補助率にしましょうという形で制度が改定さ

れたところであります。

それによりまして、今回の勝山地区公民館につきましては、通常の木造のつくりということになりまして、15%に該当するということでありまして、以上であります。

白壁委員           よくわからないんですけど、言わんとしていることは、15%って決められたものは基準があるよってということなんですか。基準がないんですか。

桐林林業振興課長   基準があります。

白壁委員           その基準を言ってもらわないと。

桐林林業振興課長   すみませんでした。その15%というのが交付率で決まっているということでありまして、まず、補助金の基本が、交付率15%ということが決められております。

白壁委員           ということは、交付率が決まっているから15%のうちであれば何に使ってもいいと。ここの建物はパネリングだけやって、床半分は県産材を使って、こっちは違うものを使ってもいいってということだ。それともう1点。ちょっと1問1答だけど。10分の1.5ってということじゃないんだと思うんだけどね。0.15って言うと、ああ、15%かなと思うんだけど、まあ、こういうあらわし方するのか。その1点ちょっと教えてください。

桐林林業振興課長   交付率はさまざまな表記があるんですけども、今回の表記につきましては、国の交付要綱を踏まえたものであります。

白壁委員           それはどっちでもいいから。

桐林林業振興課長   メニューで15%という形で表記しているところでありまして。先ほど委員のほうでちょっとおっしゃられましたが、いろいろなつくり方、いろいろな導入の仕方というのが出てきますので、そういう点につきましては、私どもとしても、事業者と十分話し込みながら、詰めながらやっていきたいと思っております。

白壁委員           ちょっと意味わからないんですけど、今言っているように、じゃあ、この床は半分が平米当たり幾らだから、それが幾ら幾ら、それが15%の中に入りますよ、CLTが50%、クロス・ラミネーティッド・ティンバーが50%ってということ？ 例えば、じゃあ、この柱は県産材使うから、それも1本カウントしてねと。合計で15%の補助率の中に入るからってということでもいいんですか。なのか、例えば、じゃあ、ここの内装材のパネルだけを県産材を使いましょうとか、それがざっくり15%とか、こういう規定があるから15%なのか、それを聞きたいんですよ。要は、小立地区でやった公民館は50%で、これは多分50%以上使っているんだろうな。高いやつ使ってくれてありがたいましたって頭下げたんだけど、県産材使うと高くなるんで、補助率入れても高いんですよ。でも、我々からすると、林業の振興も兼ねていて、公共が率先してそういう経済対策だとか地域の振興をやってもらうということはあるがたい。どこか大月市でもそんな話があったようだけど。

そう思ったときに、何でここが50%使ってくれなかったんだろうって、単

純に思ったんですよ。そのときに聞いたら、パネル系統だと言うから、それだけじゃもったいないねって。床もあるから、カラマツのフローリングがあるからね、ああいうものも使ってくればありがたいねっていう話したんだけど、その基準がどういうところにあるのかなと思って、それをお聞きしているんです。

桐林林業振興課長 基準につきましては、木造の建築工事、建築工事費のうち木造あるいは木質パネル、それにかかわる工事費の合計額に関しまして15%という形となります。

#### (木材業振興対策費)

白壁委員 わかりました。もう1点ついでにね、今、椅子だとかスタンドとかっていうことだけど、これ、PR費用で、ただPRするための補助金なのかね。売り先が決まっているんでしょうか。ということは、売れる先があるから、ここに補助を出して、なおかつそれに輪をかけて売るようにPRするものなのか、これから新たな製品を開発していくための開発費用なのか。そのときに、ここが売れないとなると、590万円は水の泡になってしまうんだけど、どうなんだろう、その辺は。木材業振興対策費、558万1,000円っていうやつなんだけど。

桐林林業振興課長 その点につきましては、まずはこれから新たな製品をつくるという開発費に関しましての助成という形となります。販売につきましては、販売先が確定しているということではなく、先ほどの事業者である水源地ブランドの協議会におきまして、会員になっている有力家具販売の会社等のルートから販売をしていくというような形で事業者と話をしているところであります。以上であります。

白壁委員 まあ、地方創生のお金を使っているから10分の10だしね。といっても、我々の国民の税金でやっているわけだから、それが今度、県におりてきたり、都道府県におりていったときには、これを有効に活用して経済の発展に寄与するということが重要なので、これから少し光が差しているようなものが、僕はこういうものって、椅子だとかっていうのは、どこでもいっぱいあるし、それは認定商品だからっていても、認定商品だから買ってくれるっていう奇抜な人がどのぐらいいるのかって考えていくと、やっぱり山梨カラーを出しながら商品売っていくっていうものをいろいろ考えて、業者だけじゃなくて、補助金っていうのは施策の誘導だから、皆さんが考えるような方向にとか、売れるものを、これから山梨だから売れるものとかっていうものに投資していくべきじゃないかなと思うけど、まあ、ここで予算を組んでいるから、しっかりと売れる方向に皆さんが指導しながら頑張らせるような方向をぜひ考えていただきたいと思います。

桐林林業振興課長 その点、きちんと販売先を確保し、販売が確実にできるように指導していきたいと思っております。以上であります。

#### (森林管理道開設費について)

鷹野治山林道課長 先ほど、技術者の配置について、ちょっと一部適切じゃない御回答をしましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。本年6月1日から、工事現

場の責任者である現場代理人、施行管理を担う主任者の配置の要件を緩和して、現場が近接しているなどの一定の条件を満たす場合に、1人の技術者が複数の役割を兼ねることができるようにしたということでございます。  
以上でございます。

**(高性能林業機械等整備事業費)**

水岸委員 森の3ページの高性能林業機械と整備事業費について伺います。先ほど、課長の説明でスイングヤーダっていう、ちょっとおもしろい名前ですけども、その形態と、今回、何台導入されるのかお聞きします。

桐林林業振興課長 ただいまの御質問にお答えいたします。スイングヤーダというものにつきましては、油圧ショベルであります。油圧ショベルに集材用のウインチ、綱であります。それを搭載いたしまして、伐採した木材につなぎ、それを綱によりまして、その集材機械がある箇所へ引っ張っていくといったものとなります。  
このスイングヤーダにつきまして、今回は1台の導入に関しまして助成をするものであります。  
以上であります。

水岸委員 そのパンフレットみたいな、写真みたいなのがあったら後で届けていただけますか。

桐林林業振興課長 もし委員長のほうでお許しいただければ、今、そういった写真を持ってきておりますので、再度説明をさせていただきます。

早川委員長 委員全員に配付をお願いします。  
それでは、お手元に配付のとおり提出がありましたので、これについて執行部から説明をまず受けることといたします。

桐林林業振興課長 先ほど森の2ページ及び3ページにおきまして、森の2ページであります。木材加工流通施設整備事業費、及び森の3ページで、今、水岸委員のほうから御質問がありました高性能林業機械等整備事業費におきまして、今、お手元にお配りしました最初のほうの写真、グラップル付きトラックであります。こちらが森の2ページの木材加工流通施設整備事業費で導入する機械になります。トラックの後ろのほうにグラップル、木材をつかむものであります。それをつけて、いわゆる収集・出荷につきまして、容易に、また効率的にできる機械となっているものであります。  
次に、先ほど私の舌足らずな言葉で説明いたしましたが、その下にありますスイングヤーダというのが、見ていただいているとおりであります。このそもその機械がショベル。ショベルにこういう綱を入れまして、その綱に木材をつなげまして、引っ張ってくると、そういった機械となります。  
以上であります。

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。



※第76号 山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

渡辺（英）委員 今、説明を受けましたけれども、わかったような、わからないような感じなんだよね。同じ工事箇所という言い方をされましたけれども、一般会計と特別会計という流れがあるから、どういう関連性があるのか、そして工事はどういう違いがあるのかとか、ちょっとそこら辺を説明してもらいたい。

鷹野治山林道課長 この2事業6カ所につきましては、県有林内に整備をしている県営林道で行う開設とか改良、災害復旧などについては経費の費目に応じて一般会計予算と特別会計のどちらかに必要な予算を計上しております。まず、一般会計に計上していますのは、測量試験費、事務費、それと特別会計のほうへの県支出金という組み立てになってございます。

一方、特別会計に計上している経費の内訳は本工事費と工事費で、先ほど御説明をしました一般会計からの県支出金を財源の一部に使って工事を執行しているという状況でございます。

先ほどのA3の表で具体的に説明いたしますと、上段の表の一般会計、森林管理道開設費で、6月計上のところに1,351万2,000円がございまして。そこから事務費を除いた額を下の恩賜会計の右側の財源のところに県支出金というのがございまして、先ほどの1,351万2,000円から事務費の135万2,000円を引きました1,216万円が財源として一般会計から恩賜会計へ行っているものですから、双方に予算を計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

渡辺（英）委員 わかったような、わからないような。恩賜林の中の仕事ってということ？場所が。

鷹野治山林道課長 特別会計にのせているものは、恩賜林の中で行う県営林道の開設とか改良あと災害復旧工事で、特別会計で工事を執行しております。

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

※所管事項

(森林環境税について)

小越委員 森林環境税、今の説明について幾つかお伺いします。最初のところの資料1ページのところに、税収の推移ということで500円、それから法人5%相当額ということなんですけれども、この5年間で想定されていた収入というのは見込みどおりだったのでしょうか。

市川森林環境総務課長 おおむね2億6,000万から2億7,000万で推移していくという想定でおりましたので、想定どおりであるというふうに考えております。

小越委員　　それで、次のページで、いろいろな幾つかの計画がありますが、全体の1番の多様な公益的機能のところを見ますと、86%、荒廃森林整備は83%ということで、若干1割ちょっと、見込みに対して行っていないということなんですけれども、収入はそれなりに予定どおり来た。だけど、その計画に達しなかったのは単価が上がっているということなんですけれども、それだけが理由なんでしょうか。

金子森林整備課長　基本的に単価の上昇ということでございまして、人件費が平成24年の1万4,200円、普通作業員1人当たりの1日当たりの人件費なんですけど、これが平成27年には1万8,900円ということで、約30%アップということになっております。ですから、基本的な単価が25%程度上がったということで、事業費はくまなく使わせていただきましたが、面積のほう若干減っているという状況でございます。

小越委員　　森林環境税を使って計画されている面積はあると思うのですが、それに対して単価が高くなったから全部できなかったとなりますと、今後の残った十何%ですね、その財源はどこから充てていくおつもりなんでしょうか。次の森林環境税から充てるのか、どうなんでしょうか。

金子森林整備課長　基本的に荒廃林整備はおおむね20年かけて行うということでございますので、これは引き続き第2期計画のほうで進めさせていただきたいと考えてございます。

小越委員　　この森林環境税以外にも、たしか、何とか加速金、森林整備加速化基金も国から来たりしております、山梨県の中でこの荒廃林ですよ、森林整備に必要な面積がどのぐらいあって、そして森林環境税はそれのうちどのぐらい充てようとしているんでしょうか。

金子森林整備課長　森林整備に必要な面積というのは、ここで言っているのは荒廃林ということで、以前の調査でそれが約1万9,000ヘクタールあるということをして推計をさせていただきます。そこを潰していくということで、森林整備全体につきましては、順次、林業が活性化していけばそれだけ森林整備も推進していく。それは昨年度策定した森林・林業振興ビジョンのほうでお示ししているとおり、県内全体の森林がくまなく整備されるというような状況を目指しているところでございます。

小越委員　　1万9,000ヘクタール荒廃林があったとすると、今までどれがこの森林環境税でどのぐらい進んだのか。全体の中で何%で残りはどのぐらいあるのか。それは次、第2期のところで何ヘクタールぐらいにするっていうふうに思っているのか。いや、次の第2期で全部終わらせるのか。違うところからお金を持ってくるのか。そこを聞いているんです。

金子森林整備課長　荒廃林整備につきましては、1万9,000ヘクタールというのが1つずつ場所を拾ってきたわけではなくて、抽出調査をして推計した面積でございます。それを20年かけてなくしていこうというもくろみでございますので、これはまだ5年目、25%の期間ですから、引き続き推進をして、なるべく早く解消すると。しかも、これは林業の状況にもよりますが、荒廃林というのは所有者の方がなかなか自分では整備ができないということで生じてございますので、

林業が盛んになっていくことによって所有者の方みずから森林に目を向けて整備していくというようなことを期待しているところでございます。

小越委員

今、山梨県の山がどのようになっている、この5年間でどのぐらい荒廃林に手を入れて進んだのかというのがいまひとつわからなくて、20年向こうに行くから、そのときまた考えましょう、じゃなくて、今この5年間でどこまで到達したのか、どこが足りないのか、全体を向こうでするかっていうのをしないと、なかなか税金をいただいている関係上、どこまで到達したのか、ずっとこれが続くのか、そしてその整備をするためにはずっと税金を投入するのかわかりにくいと思うんです。

それで、最後のページで、先ほどもありましたけれども、この調査結果、アンケートですね。私、気になるのは、この左の一番下です。「森林環境税を導入した事業を進めています。このような取り組みをご存じでしたか」というアンケートに、県政モニターの方の43.5%、半分近くの方、県政モニターの方が「全く知らなかった」というアンケートです。企業の方も含めて34.1%ですけれども、お金をいただいております、これ、やっているんだけれども、こんなことをしているとは県政モニターの方が4割以上知らなかったっていうことは、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。このことについてどうお考えですか。

市川森林環境総務課長 確かに4割近い方が知らなかったということは非常に大きいことだと思っております。森林環境税というのは、森林の公益的な機能を維持・増進をさせて次の世代に引き継いでいくという目的に沿って導入されたものでございますので、制度の趣旨をしっかりと御理解していただくように、いろいろな機会を捉えて普及、啓発、広報をしていく必要があると考えております。

小越委員

どういうふうに普及啓発していくのか。何となく知らないうちに500円取られていて、どこまで進んだのか、これからどうなっていくのかというのがわからないから、こういう税金が取られていたんだねということを、県政モニターの方ですから県政についてそれなりにいろいろなアンテナを張って見ている方でさえ4割ですから、普通の市民にとってみれば知らないうちに500円取られていて、何に使ったかわからないような状況じゃ困ると思うんですよね。だから、どこまで進んだのかこれからどのぐらいするのかというのをはっきりしていただかないと、このところに、最後に、国では、継続的にするために、国で森林環境税導入を検討しているというのがありますよね。じゃあ、国も県も両方取られるのかということも含めて、認知度をしっかりしていただかないといけないと思っています。

高知県では認知度が77.7%という数字があります。そのぐらい、このお金がどういうふうに使われているのか、山梨県は森林県ですからね、山があってこそその山梨県というか、山の豊かさをどうするのか、皆さんに税金いただいている以上、どうやったらこの税金を使ってどのぐらい進んだのか、これからどうするのか、それをもっと皆さん、県民の方に知っていただかないと、いつのまにか税金取られて、どこまで進んだのかわからないでは困ると思うんですけど、その見解についてお伺いします。

市川森林環境総務課長 森林環境税によって森林がどのように整備されたというふうなことをしっかりと見ていただくというような機会ということで、森林整備現場見学会といったような事業も実施をしております。こういったものも幅広く広報し

まして、多くの方に御参加いただき、その結果などを情報誌「木もれ日」を昨年度から作成したのですけれども、こういったものを使ってしっかりと整備の現状などもお伝えをしていきたいと思っております。

**(松くい虫等の病虫害対策について)**

山田（七）副委員長 まず、松くい虫の被害対策についてお伺いいたします。今の時期、緑が濃くなって、山梨の自然というのはほんとうにいいなと。そして、去年、ノーベル賞を受賞しました大村先生が常々言っています、韮崎とはほんとうにすばらしいところだという言葉どおり、ほんとうにいい時期になってきたと思うのですけれども、韮崎地区ばかりじゃないと思いますけれども、特に韮崎の穂坂地区の森林が赤い松が目立つと。これは松くい虫の被害によることだということは承知しておるところですけれども、県は今、松くい虫のこの被害の対策についてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

金子森林整備課長 松くい虫対策についてでございますが、まず大きな方針といたしまして、民有林は市町村が、県有林は県が防除に努めているところがございます。防除エリアにつきましては、森林病虫害等防除法に基づきまして、昇仙峡ですとか塩ノ山、こういった保全すべき松林として、県下の松林の約2割を指定してございまして、その周辺も被害対策区域に指定しているところですよ。

これに加えまして、最近、標高が高い場所に松くい虫が広がっておりますので、北杜市ですとか、あるいは富士北麓地域、こういった場所、標高800メートル以上のところを被害先端地域と位置づけて、そこから上に行かせないようにということで対策をしているところがございます。

山田（七）副委員長 その事業に対して具体的にどのように対策をしているのか、また、どのような規模で実施しているのかというのをちょっとお伺いいたします。

金子森林整備課長 まず、被害木を伐倒して薬剤で駆除する、これが一番メジャーな方法で、伐倒駆除というのですが、これを昨年度は約6,000立方、事業費で約1億5,000万円ほどかけて行っております。このほか、昇仙峡や富士吉田市の諏訪の森、こういったところでは予防のための薬剤アンプルを注入してございまして、それが約1,400本。そして松林からほかの樹種へ樹種転換していくというものが5ヘクタール。あと、景観のために枯損木を除去するというのも一部行っておりまして、それが1,600立方ということで、国の補助金を活用させていただきながら2億1,800万円ほどの事業規模で実施をしております。

山田（七）副委員長 私も今年そういうふうな目を見たからなのかもしれないのですけれども、特に今年は被害が多いような感じがするのですけれども、去年に比べて今年の被害というのはどのような形でしょうか。

金子森林整備課長 今年、4月25日の、調査基準日というのが年4回ありまして、そのうちの最初の調査なのですが、この調査結果では、被害状況は昨年度とほぼ同様という結果になっております。ただ、春先から県下で非常に被害が目立ってきておりますが、これは年越し枯れと言われるもので、昨年夏、雨が非常に多くて、昨年の夏に感染した松が、中で材線虫が広がらないで残っていて、今年春がものすごく暖かくて、4月、5月ぐらいが非常に気温が高かったのもので、そこで活動をまた復活させて、そして一気に赤くなったということで、今年は今の時期

というか、非常に目立った状況でございますが、加えて被害林の65%が中北林務管内ということなので、特に葦崎ですとか甲府盆地周辺で目立っているということです。

今後、先ほどお話ししたように4回調査をしますので、次に9月、12月、2月と調査を重ねて適切に対応していきたいと考えてございます。

山田（七）副委員長 昨年、北杜市内の中央自動車道で松くい虫の被害に遭った木が倒れてトラックが被害を受けた。また、葦崎だけじゃないと思うんですけども、神社というのは大体、林とか森の中にありまして、松くい虫の被害で木が倒れて、それがお社に寄り掛かって損壊して、かなりの被害をこうむったという例もあるんですけども、この松くい虫被害の枯損木というのはのですか、これに対しての何か対策というのはやっているんでしょうか。

金子森林整備課長 御指摘のように、昨年の事故を受けまして、松くい虫被害は先ほど申し上げているように年間4回、各市町村を中心に調査をしているんですけども、その調査の折に道路沿線ですとか建物周辺、そういうところの調査を重点的に行っていくと。そして、そこで調査で把握したものについては道路管理者なりに適切に報告をしてくださいということを文書で市町村にお願いをしているところです。

また、昨年から、先ほどお話ししたように、景観対策ではありますが、枯損木処理、枯れた木を切って片づけるということも県単独事業で行っておりますので、こうした事業も活用しながら枯損木の対策は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

山田（七）副委員長 先ほどいただいた資料の中で、このアンケートなんですけれども、森林の整備に取り組むのをどのように思われますかというアンケートをとって、「必要である」というのが企業で8割、県政モニターで9割。そういった中で森林を取り巻く状況等という、この項目の中に、この被害に対しての状況というのは書かれていないんですけども、その辺はどのような点なのか教えていただきたいと思っております。

金子森林整備課長 資料3の左側でよろしいですか。ここは、税事業についての森林整備のことをお聞きしているということで、松くい虫対策は入っていないのですが、右側で制度を継続した場合、2つ目のくくりですけども、現在の取り組み以外に新たに取り組むべき事業はというところに松くい虫と病虫害というのが掲げられているところです。ただ、松くい虫対策につきましては、先ほど申し上げたように、県と市町村が実施をするということで、基本的に公費で実施しておりますので、税事業にはなじまないものではないかというふうに考えてございます。

山田（七）副委員長 いずれにしても、この松くい虫の被害ですけども、森林の景観上の問題、また、先ほどもお話がありましたけれども、二酸化炭素削減、また、地球温暖化、防災の面もありますし、今、育水という面で水の面もありますので、ぜひとも保全をしていっていただきたいと思うのですけれども、この辺を市町村とより連携して積極的に進めていっていただきたいのですけれども、その辺の県の意気込みというか、それをお伺いいたします。

金子森林整備課長 松くい虫対策につきましては、先ほどの役割分担がございますので、市町村と連携して進めていきたいと考えております。ただ、全ての松林を対象に保全をしていくというのは金額的にも労力的にも難しいというところがありますので、保全すべき松林を中心に事業を進めていきたいと考えております。

山田（七）副委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

**（産業廃棄物施設の設置許可について）**

続きまして、今ちょっと韮崎市の穴山町の産業廃棄物の施設の設置計画が出ておりますけれども、それについてちょっとお伺いいたします。この計画は今、韮崎の穴山地区というところに設置を計画しているのですけれども、この地区の住民というのは、とりあえず上下水道が完備されていない。ですから、地下水をくみ上げて飲料水としている。また、夏場は、これは数値的にはそれほど強くないのですけれども、豚舎のおいが来て、それでちょっと今、いろいろな問題を抱えているところなのですけれども、自分も4月に住民説明会、県も入り、業者と住民と、住民説明会を行ったのですけれども、このような施設の設置におきまして住民の合意形成というのが、100%の合意形成をとって次のステップに進んでいくというような形だと思うのですけれども、その辺で住民説明会のときの住民と設置業者の意見に対する温度差というのが非常にあったと思うのですけれども、このような状況を踏まえた中で、県としてはこの問題に対してどのように対応しているのかお伺いいたします。

村松環境整備課長 ただいま御質問いただきました廃棄物の処理施設の設置計画についてでございますけれども、現在、事業者におきましては委員からもお話がございましたように、地域住民への説明会が行われているという状況にございまして、現時点におきましては合意形成が図られている状況にはないと考えております。

御指摘をいただきましたように、廃棄物処理施設の設置につきましては、また、あるいは設置後の運営を円滑に行うというためには、住民の理解というのが最も重要であると考えておまして、こうしたことを踏まえまして県といたしましては事業者に対しましてできるだけ早く事業内容を地域住民の方に説明をし、住民の声を施設計画などに反映をさせるような取り組みを通じまして、地域との合意形成を図るということで指導を行っていくという状況でございます。

本計画につきましても、事業者に対しまして地域の合意形成を図るようということで指導をしているところとございまして、県といたしましても、あくまでも客観的な立場で双方の間に立ちまして、話し合いの場の調整ですとか、実際、話し合いの場に出席をするような形で対応をしているという状況でございます。地元の韮崎市とも連携をいたしまして、合意形成が図られるように対応してまいりたいと考えております。

山田（七）副委員長 先ほどもお話しさせていただきましたけれども、この地域というのは、地下水をくみ上げて飲料水にして、そしてまた下水も整っていないという中で、この下流地域というのは、一大と言ったら何なんですけれども、韮崎といえればかなり大きな水田地帯ということになりまして、この施設が設置されれば、当然、地下水が汚染され、飲料水として困る。そして、汚水が下水も完備されなまま流された場合に、水田のお米への影響も出てくるということで、かなり住民の方々は心配していると思うのですけれども、この点につきまして県はど

のように業者に対して指導をしていくのかお願いいたします。

村松環境整備課長 今、委員からお話ございましたように、この地域は下水道がないということでございますので、汚水等につきましては合併処理浄化槽などで適切に処理をするということになるかと思えます。具体的に申し上げますと、今後の審査を通じまして、処理工程からの排水をはじめといたしまして、し尿や雑排水なども含めまして、この施設からどんな排水が出てくるのかということにつきまして確認をしまして、地下水や公共用水域の水質汚染を生じないように浄化槽法などの関係法令に基づきまして排水の適正処理を指導してまいりたいと考えております。  
以上でございます。

山田（七）副委員長 最後に、この計画に対して当然、地元では大きな関心を持っていますし、私も産業廃棄物の処理をする業者を二、三件、いろいろな話を聞いたところ、住民の合意形成というものにどのぐらい汗を流さなくちゃいけないか。100戸に合意形成を要する中で、99戸賛成しても、その1戸が反対だったばかりに、その1戸を何とか賛成のほうに回ってもらうためにどのぐらい苦労しているかという話はお伺いいたしました。住民の合意形成というものを得ないまま次のステップに進んでしまうというのは、当然、そういう努力をした業者というのにも当然、不満も出てくるだろうし、今後の山梨県の産業廃棄物の設置というハードルに対して、かなり低くしてしまうという影響が出てくると思います。本当に、再度言いますが、県が業者の立場、住民の立場、どちらの立場につくというわけにはいかないと思うのですけれども、設置した後の運営というのがスムーズに進むように、住民の合意形成が図れるような環境というものをぜひとも県にはつくっていただきたいということをお願いして今回は質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

村松環境整備課長 御指摘をいただきましたように、やはり地域の理解がない形での設置、操業というものには、その後さまざまな問題が出てくるということが当然想定されるわけでございますので、先ほども申し上げましたけれども、県といたしましても住民の皆さん、あるいは事業者の間に立ちまして、話し合いの場が持たれ、合意形成に向けて取り組みを進められるように対応してまいりたいというふうに考えております。  
以上でございます。

山田（七）副委員長 ありがとうございます。

**（廃棄物から発生している有毒ガスについて）**

小越委員 1点目は、今日か昨日の新聞にも載りました北杜市須玉町の堆肥による有害な致死濃度を超える硫化水素ガスの話です。たしか今日だと思ったのですけれども、新聞でも致死濃度を超える硫化水素ガスが確認されたというふうに報道されておりますが、その前後を受けて、新聞報道前からも多分、県は知っていたと思うのですけれども、どのような対応をされたのか、まず経過を教えてください。

村松環境整備課長 御質問の案件につきましては、北杜市須玉町の産業廃棄物の野積みの件ということかと思えますけれども、この件につきましては、去年の時点において有機汚泥の野積みがされているということで、県としても立入調査等を行いま

して、当該汚泥が廃棄物であるということを認定するとともに、その廃棄物の状態等につきまして調査を行っております。その結果、廃棄物の内部に高濃度な硫化水素が発生しているということが判明をいたしまして、それらを受けまして、今年の3月に廃棄物の処理を受け入れた事業者及びその代表取締役、それから廃棄物を持ち込んだ、これは県外の事業者になりますけれども、事業者及びその代表者に対しまして全量撤去を命じたということでございます。現在は、その全量撤去の命令の履行に向けまして、それぞれ被命令者におきまして撤去計画の作成等を行うよう指導をしている状況でございます。

小越委員 控訴をして、控訴が棄却されたというふうにしたしか新聞にあった気がしたんですけれども、その全量撤去に向けて県はこれから控訴をして棄却されたことも含めて、この不法投棄された会社に全量撤去を命じるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

村松環境整備課長 本日報道されました控訴審の判決の件は、これは刑事事件に対する判決でございます。これとは別に、行政として今年の3月に周辺環境への支障を及ぼすおそれがあるということで、全量撤去するようという命令を発したという状況でございます。

小越委員 でも、全量撤去をしているような風はないのですけれども。この硫化水素が致死濃度を超えるということで、簡単に誰もがブルドーザーで崩すわけにいかないと思うんです。そのようなことになりましたら大変な被害になると思うのですけれども、それは一体どのように指導されていくのでしょうか。

村松環境整備課長 御指摘のように、廃棄物の内部に高濃度な硫化水素が発生しているということで、撤去作業を行うに当たりまして、作業を行っている作業員の方ももちろんですし、作業中に高濃度な硫化水素が漏れ出して被害を招きかねないということもございますので、今年の3月に撤去命令を発した際に、それぞれ被命令者に対しましては、高濃度な硫化水素に配慮した撤去計画というものをまず作成をなさいと。その作成した撤去計画については、具体的に撤去に着手する前に県に提出をして、安全性の確認等を得るようという指導をしているというような状況でございます。

小越委員 なかなか撤去が進まないし、撤去するとなりますと大変な大きな工事というか、周りの方々にも避難していただくぐらいのことになると思うんですけれども、今、現場の近くを私、見てきたのですけれども、現場の近くには水田がたしかありました。近隣住民の方は、田んぼもありますので、河川やせぎの清掃もしているということです。不安をあおるわけではありませんけれども、そこにはイノシシとか鹿も出てくるという話も聞いておりまして、そこをもし何かの場合に崩れた場合には、硫化水素が拡散するわけです。ここにそれがあるといことは何の指示もありませんので、これは北杜市との連携かもしれませんけれども、ここは危険ですとか、ロープを張るとか、そのような安全確保をやるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

村松環境整備課長 まず、昨年、立入調査に入った際に、廃棄物の内部で高濃度の硫化水素が発生しているということは確認したわけですが、その廃棄物の周囲では硫化水素は測定されていないということもあわせて確認をしております。現状では廃棄物が崩落するですとか、掘削をするというようなことをしなければ、



ただちに何か危険が生じる、危害が生じるという状況ではないというふうに考えておりますけれども、ただ、委員から今、御指摘がございましたように、やはり高濃度な硫化水素ということで、危険性があるものですから、県といたしまして近日中に廃棄物に立ち入らないようにという内容の看板を設置したいと考えております。

小越委員

ぜひ、近隣住民の方にもしものことがあっては大変ですので、早急にやっていただきたいと思います。

**(産業廃棄物施設の設置許可について)**

引き続きまして、先ほどの山田委員の質問の続きです。葦崎の産廃処理施設の問題ですけれども、私も現場を見てきました。地域住民の方々からもお話を伺いました。そして、山日新聞の報道によりますと、たしかここには、6月までに再び説明会を開き、理解を求めていくとあるのですが、本日もう6月半ば過ぎですけれども、6月に、県も出席するというふうに先ほどお話もありましたので、説明会とか予定はもう入っているのでしょうか。

村松環境整備課長 新聞報道でも、おっしゃるとおりでしたが、本年4月に一度、住民説明会が開催されておりまして、その席上でも、そのときの住民の皆さんの御指摘を踏まえて改めて説明会を開催したいというふうに事業者からは意向が示されているところでございます。

ただ、これまでのところ、具体的に次の説明会をいつにするかというスケジュールにつきましては県のほうにも連絡が今のところはございません。事業者におきまして次回の説明会に向けた検討準備が行われているというふうに考えております。

小越委員

私も現場を見て、そこに水田があり、水田が下流域にずっと流れていくわけです。あそこはおいしい米の産地でもありますので、先ほど、下水がないということも課長御存じのように、そして地下浸透式の処理でいくのはとても心配だというふうに私も思います。合併浄化槽で果たしてその処理をできるとお考えなんでしょうか。それで合併浄化槽で全部処理できるというふうにお考えなのか、まずお聞きします。

村松環境整備課長 先ほど、山田委員の御質問に対しても答弁をさせていただきましたけれども、具体的にどんな排水が出てくるかということがまだ詳細にはっきりしていない部分がございますので、それらを事業者にしっかり確認をいたしまして、おっしゃるような形で地下水、あるいは公共用水域に汚染が生じない形での処理というものを適切に指導していきたいと考えております。

小越委員

そうですね。どうなるのか、どういう排水計画をするのかわからないのに合併浄化槽でいけるじゃないかという説明はやっぱり、それは住民にとってとても不安ですし、それは間違った方向に行くと思います。お聞きしましたところ、全ての区の方々は反対で、賛成されている方は、私が聞いた範囲ですけれども、お1人もいらっしやらないというふうに聞きました。そして、そもそも聞いたところによりますと、製麺所をつくりたいということで、そこにお話があったというふうに聞いております。住民の皆様は何回か説明したというふうに説明文書がありますけれども、それは全員の方々を対象にしたものではないと。その上、今年の3月30日には、事前協議をそもそも皆様にということで

説明会をしても、同意が得られないのであれば事前協議なしに進めていく、という文書を地域住民の皆様に、ということでお配りした、ということを見せていただきました。先ほど、山田委員の質問に課長は、ここは住民の合意が形成されていないというふうに認めるとのお話がありました。

そこでお伺いしますが、山梨県の産廃処理施設設置に関する指導要領というものがあります。この第3条によりますと、事業者等は地域住民に対し説明会を開催するなど事業計画を周知し、合意形成に努めるとともに、関係市町村と協議する中で公害防止協定の締結に努めるものとする。ここにありますが、地域住民に対して説明会を開催したとは言えませんし、事業計画を周知していない。だから合併浄化槽でいいかどうかもわからない。合意形成にも努められていない。なのに、どうして事前協議書を県は受け取ったんですか。

村松環境整備課長 事前協議書につきましては、昨年の11月に事業者から提出がございました。それまでの過程で再三にわたりまして地域住民との合意形成を図るようという指導を行ってきたところでございますけれども、事業者から引き続き合意形成に取り組むということで確認がされましたことから、事前協議書は受け取った上で、県として先ほど申し上げましたように、地域住民の皆さんと事業者の間に入りまして、合意形成が図られるように対応しながら取り組んでいるということでございます。

小越委員 今までこういう産廃処理の問題で事前協議書を合意形成なしに受け取って進めたという事例はあるのでしょうか。

村松環境整備課長 これまでの例で、全く合意形成が図られていない、ゼロの状態という例はございません。

小越委員 やっぱり住民合意がないと、これは前へ進めないんですよ。指導要領のフロー、進め方によると、意見聴取をした後、生活環境影響調査をし、県は、専門委員会の意見を通じて合意形成をして、その後、事前協議書を受け取ることでなっています。この合意形成というステップがなく、突然、事前協議書を受けているけど。そして向こうの業者の方は、別に事前協議書を出さなくても、県の合意形成がなくても、法律的には出してもいいんじゃないかということも、先ほどの住民に配られた中では、合意形成がなくても出ささせていただくというようなことも書いてあります。そうしますと、県がせっかくなつく事前協議の前提が崩されてしまう。そして、それが申請されたときに山梨県はどのように対応するんですか。

村松環境整備課長 現時点におきましては、事業者においても地域の合意形成に取り組むということで意向が示されておりまして、県としてもそれを事業者の側に立つということではございませんけれども、地域住民と事業者の間に入りまして、合意形成が図られるように取り組んでいるということでございますので、現時点ではそういうことで取り組んでいきたいということでございます。

小越委員 先ほど6月の説明会があるんじゃないかって新聞にありましたけど、その話も聞いていないと。合併浄化槽が適用かどうかもわからないと。じゃあ、県は何をどういうふうに仲を取り持ってやっているんですか。ただ黙って見ただけで、どうやったら、合意形成を図るように住民全部呼んで説明会しろと、どのぐらい出すのかって、そういうふうに指導しているんですか。

村松環境整備課長 先ほど山田委員からお話ございましたけれども、事業者と住民との間の意識にかなり乖離があるという状態だと考えておまして、まず、施設の内容ですとか、その施設を稼働することによってどんな問題が出てくるのか。その問題に対してどういう対応を行うべきなのかという、その具体的なやりとりができるという段階に入っていないというふうに私たちは考えております。

したがって、まずは住民と事業者双方が同じステージに立って話し合いを行うための環境づくりをしているという段階だと考えております。

小越委員 この事前協議書なしでも、法的には県に出せばいいことになっておりますよね。それを差し止めるために事前協議が必要だということを経済産業部の指導要領はつくっているんですけど、万が一にもこの事前協議や合意形成がなく、事業者側が法的に書いてあればいいじゃないかと、県に許可の申請を出します。75日以内に判断を下さなきゃいけないと聞いておりますけれども、そこには市の当該葦崎市長の意見も付議しなければならないと思うんですけども、このときに合意形成がなされていないということで、県は認可をしない、申請を受け付けない、こういうこともあり得ると思うんですけども、そのような方向を模索することは確認してよろしいでしょうか。

村松環境整備課長 何度も同じようなお答えで大変申しわけないとは思いますが、現時点ではそもそも合意形成が図られるようにということで、事業者サイドでも取り組みをしておりますし、県としても間に立って対応しているということでございますので、ただいま御質問があったような、仮定の話だろうと思っておりますけれども、それにつきましては大変申しわけありませんけれども、御答弁のほうは御容赦いただきたいというふうに思います。

小越委員 わざわざ事前協議を必要とするというふうにしたのは、やはり先ほど山田委員もありましたけれども、地域の皆さんの合意形成なくして勝手につくっちゃ困ると。だから事前協議書をつくる、この指導要領をつくったんですよ。今までも事前協議、合意形成なしで受け取ったことはほとんどないと。そのことをもしこれを許してしまったら、この産廃だけではなく、太陽光パネルもそうです。事前協議が必要じゃないかと、こういうことをつくっていくわけですよ。それを事前協議、合意形成がされていないにもかかわらず、県が受け取ってしまった、事前協議書を。そして、それをステップに業者に行かせるような道をつくってしまった。だったら、最後のときに、合意形成がなされていないのだったら、県が許認可ですから申請受け付けないって、そのぐらいしなかったらね、事前協議のこの要領が何の意味もなさなくなってしまうですよ、これじゃあ。ほとんどの人が、まあ、100%かどうか、私の聞いた範囲では賛成している人は1人もいないと。そんなところにね、つくっていいのか。県はどちらの側に立つのか。住民の側に立つのが県政でしょう。それはやはりこの事前協議書がある中では、事前協議書を撤回させる。もしくは、もっと合意形成されなかったら許認可は受け付けない。このぐらいの厳しいことをすべきだというふうに思いますので、最後に見解をお伺いいたします。

村松環境整備課長 事前協議書が提出されたからそれでそのまま審査を進めて手続をどんどん進めていくということではないということをごさいます、再三申し上げておりますけれども、やはり地域の理解がない形で設置、運営をしようとしてもなかなかうまくいかないであろうということで、こういう制度を設けて運用

しているところがございます。事前協議書が提出されたからといって、それでどんどん進めるということであれば、特に話し合いの仲介などせずに進めればよいということにもなろうかと思えますけれども、そこはやはり廃棄物処理施設というものを県内でしっかり確保して、廃棄物の処理を適正に行っていくというためには、廃棄物処理施設を設置するということも進めていかなければならないということもございますので、県としては、先ほどから申し上げておりますように、事業者、地域の間に入りまして、お互いの話し合いがしっかり行われまして、合意形成が図られるようにということで取り組みを進めているということで御理解をいただきたいと思えます。

## 主な質疑等 県土整備部関係

### ※第75号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

#### 質疑

#### (県営熊井戸団地緊急対策事業費について)

水岸委員 地元のことで、熊井戸団地緊急対策費についてお尋ねします。専門委員会では複数の工法が検討されたとのことですが、この工法が選定された経緯についてもうちょっと詳しく教えていただきたいと思えます。

久保寺住宅対策室長 専門委員会の改修工法の審査におきましては、まずこの沈下原因が一部のやわらかい層の圧密沈下ということで、この圧密につきましては、既に鎮静化しているという状況にあります。また、建物自体は良好な状態のまま一定方向に傾斜しているという、こうした状況を踏まえまして改修工法について審査が行われました。今回採用する工法以外にジャッキアップ工法と申しまして、建物の下にジャッキを入れまして、建物を持ち上げます。そして、基礎を補強しましてくいを打つという工法も2種類ほど検討がなされました。その結果、このグラウト注入工法ですけれども、まず短い工期であるということ、それから、低振動、低騒音であるという点。それから、1階の方にはどうしても移転していただくのですけれども、2階以上の方につきましては住みながら工事ができるという点、この点で入居者負担が非常に少ないという点があります。2点目としましては、他の工法に比べまして低コストであるという点。それから、3点目といたしましては、この沈下の改修と同時に強制的に地盤に圧力をかけますので、地盤強化にもつながる点が3点目の利点であります。

また、この工法ですけれども、国土交通省が運営しております公共工事等における新技術活用システムというところに登録をされまして、また、紹介をされているという工法でございまして、こういった点を総合的に判断いたしまして、このグラウト注入工法が最も望ましい工法であるということで評価をいただいたところでございます。

水岸委員 このグラウト注入工法というのは非常に特殊な工法のようなのですが、ほかに県内にもその事例はあるのでしょうか。

久保寺住宅対策室長 県内では初めてでございます。ただ、他県のほうでは類似事例がございまして、県営住宅で申しますと、山口県営住宅で平成20年度に壁式鉄筋コン

クリート造の5階建て30戸ということで、本県と全く同型の公営住宅の修復事例があります。山口県の場合には13センチほど沈下をしていたということで、本県とほぼ同様の数値でございます。20年に改修をしまして、山口県に問い合わせをしましたところ、現在でも沈下は見られないということで回答をいただいております。

また、この工法ですけれども、阪神・淡路大震災以降、全国的に普及をしてきたものでございまして、全国的には36の都道府県におきまして公共施設47を含め、420を超える事例があるということでございます。以上です。

水岸委員 最後、入居者が居住しながらの工事ということですので、安全面では細心の注意を払っていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

久保寺住宅対策室長 この工法は非常に安全な工法ということで選定していただきましたので、入居者の方には丁寧に説明をしまして、安全に工事を進めてまいります。

白壁委員 一時期、くいで手抜きがあったなんてね、相当騒がれたんですけど、これ、28年前っていうと、ボーリングの調査なんていうのはデータの的にはどんなのがあったんだろう。どうだったの。地耐力的には。

久保寺住宅対策室長 当時の書類なんですけれども、保存年限が10年ということで廃棄をされておまして、ございませんでした。このため、6カ所でボーリングをして新たに地層について判断をしたというところでございます。

白壁委員 ということは、その6カ所地耐力調査したと。ボーリングしたのね。ということは、目で見れるものもちゃんと出てきたと。それが今回のこの注入方法で、あと何年あるんだろう。28年だから、あと30年ぐらいかな。耐用年数あるわけだからね。そこまではもつと。原因の究明というのにも必要で、1億円かけてこれが例えば東海・東南海だとか、首都圏直下だとかなんていうのが来ると想定をした中で、これがもたないとなると1億円がペアになるんだけど、そういうこともちゃんとそれなりの地質工学の専門家だとか、土木工学の専門家を入れながら協議した結果、こういうことがいいということになったんですか。

久保寺住宅対策室長 この建物でございますが、県では公営住宅等長寿命化計画を策定しておりますので、70年使うこととしております。この建物は修復後40年ちょっと使うという計画になっております。

また、この工法につきましては専門家の耐震構造、それから地盤工学の専門家の方にボーリング調査結果等についても御審議をいただいた上で選定をしております。冒頭にもちょっとお話を申し上げましたが、この地層ですけれども、圧密が進行してまいりまして、既にほぼ鎮静化しているという状況でございます。

ただし、意見書におきましては、今後、定期点検等を通じて定期的に観測していく必要があるという御指摘を受けておまして、今後、県におきましても定期点検を通じて沈下については観測をしていくこととしております。

白壁委員 その当時も地質をいわゆるボーリングしたんだから、本来であればそういうことはわかったんだろうと思うんだよね。例えば28年なんて、そんな前じゃ

ないから。今回やってみたらこれでオーケーだっていうことは、地質が安定したっていても、心配だよ、そこはね。これはくいじゃないんだよ。ラップルだよ。ということは、その支持基盤までのところを固めて、なおかつそこに膨張剤を注入して、相対的に上げてくると。建物全体が傾いていて、1カ所だけじゃないから、躯体的にはオーケーだということだから。だけど、今、もう一度これをやってみたときに、当時のボーリングの技術と今とそんなに変わらないと思うんだけど、何でじゃあ、その当時下がったんだろうという、今度はそこに圧密沈下だとか震災だっていうけど、今度、震災が来たときはどうするんだろう。

久保寺住宅対策室長 今回のボーリング、6カ所行いまして、このうち2カ所において一部にやわらかい層が確認されたということでございます。当時、調査につきましては1カ所から2カ所ぐらいということが一般的に行われていたという点もありますので、今回、専門委員会の見解といたしましても限られた調査の中で沈下を予見することは難しかったというような見解もいただいているところでございます。そこで、御質問の今後、沈下を起こさないかという、地震が来たときということですが、沈下につきましては圧密が既に鎮静化しているということで、少なからずは可能性としては低いという見解をいただいております。そこで、今後につきましては、定期的に観測をしていくということとしております。

白壁委員 大体、センターでボーリング1カ所でね、大体統一されるだろうというふうに見るんだけど、くいなんか打つときには乱ぐいになるときがあるからね、そういうときには地質がおかしいっていう。平均的なくいになれば、大体地質が安定している。だから1カ所でオーケーなんだけど、それが今回のくいの偽装だか偽造だか、何かこういうことになって、まあ、あれが一般的なんだけど。ということは、その当時は1カ所でやって、相対的に周りを見たら大体それでオーケーだったからそういう構造体のものを上に乗っけてしまったと。今回、それが圧密沈下だとか揺れによってということは、ほんとうは外へ逃げる可能性があるということは、これも動く可能性もあるんだけどね。可能性もないこともないんだけど、いろいろさまざまやった結果、くいよりも何よりもこっちのほうが安いね。間違いなく。くいでやったら、中でくいなんて打てないから外側で出して、で、キャンティを持ち出すしかないよね。で、支えてくるしかないっていうと、それだけお金もかかるし、住むことはできるだろうけど、大変な金額もかかるからこういう工法を選んで、考えられる今の技術を使っていったら、70年まではもつと。だからこういう形にしたんだということだね。

久保寺住宅対策室長 まず、安全面についてを第一に審議をしていただきました。沈下につきましては、この工法によって強制的に地盤を強化しますので、この工法で安全であるということをお願いしております。

コストにつきましては、その他の複数の種類から選定をする上で一つの要因として低コストという点も加味して考慮したということでございます。

白壁委員 躯体の調査ってどういう方法でやったんだろう。躯体のクラックの調査っていうのは、構造的クラックはないっていうことだったよね。どういう調査したんだろう。全戸を見たのかな。壁をはがしたのかな。外側から確認したのかな。

久保寺住宅対策室長 まず、外壁等については外側から見られますし、中につきましては天井

の張っていない部分のコンクリートを直接目で見て確認をしております。また、地中部におきましては、掘削調査をしまして、掘削して地中ばりに損傷がないかどうかにつきましても専門委員会のほうで現地で調査をしていただいたところでございます。

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

**※第77号 山梨県流域下水道事業特別会計補正予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

**※第78号 契約締結の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

**※第79号 契約締結の件**

質疑

**(入札制度について)**

小越委員 79と80号は、上りと下りということで、一体のように進めているかと思うのですが、79号のほうの後で入札して、80号のほうの先に4月25日で、79が5月12日ですよね。79のほうは川田さんというところが取ったということなんですけれども、ここにも説明のところにもありますけれども、低入札で入っております。落札率82%と。予定価格は税抜きで7億1,000万のところを、入札価格が5億8,000万とかなりの差があり、低入札ということで心配なんですけれども、82%低入札の調査基準価格もかなり下回っております。大丈夫なんでしょうか。どのように検証されていますか。

清水道路整備課長 JVのほうから低入札に関しまして聞き取り調査を行っております。低入札ができた理由としまして、我々がそちらのほうから聞いていることに関しましては、まず労務費は施工経験が豊富な、長年取引をしている会社に施工させることによりまして、その実績と同等の工事が効率的にできるということで労務の削減ができるということと、また、材料費に関しましても、JV側が長年継続的に取引を行っているメーカーから安価に調達できるというような理由

から、この工事はできますということになっております。また、そこら辺、内容につきましては、低入札審査委員会に諮りまして、JVから提出された資料を総合的に判断して審査していただきました。

以上です。

小越委員

低入札価格調査票によりますと、この業者、川田さんは専門の、先ほどお話がありました機械を持っていたり、自社で資材を調達できるということで工事費の削減が可能となっておりますとあります。この川田さんは低入札が何カ所もあるんですね。山梨県でも低入札ありっていう、平成22年に1、2。23年もあります。そして、全国的には県レベルでは都道府県9県入れておまして、そのうち9件とも低入札。市町村で5件入れて、それも5件低入札ということで、低入札が非常に目立つ会社かと思えます。

それで、とても心配なんですけれども、かなり差がありまして、調査基準価格よりもまだ下がっているということなんです。総合評価でいくということで、総合評価を見ますと、川田さんのところの高度な総合評価の加点ですよ。加算点。企業の技術力、企業の信頼性・社会性、高度な技術力というところを見ますと、このもう一つ落ちてしまった会社が総合的な価格以外の評価結果は40点満点。そして、川田さんのほうは27.925と。こっちのほうは技術点というか、評価のほうは低いわけですよ。とりわけ、高度な技術力のところの技術提案は川田さんのほうは49で、もう1社は66点ということでかなり開きがあります。それから、企業の施工実績のところも、落ちてしまったところは12に対して川田さんは4点と。全体を見ますと、技術評価のところは川田さんが127に対して、もう1社が140と。落ちてしまったところのほうがいい評価を、総合的な技術力の評価は高いというふうに、この総合評価落札評価書で書いてあります。

それで、先ほど横河ブリッジさんの話が出て、何か事故があったときに心配だというふうに思っているんですけれども、この低入札が目立つこの業者さんで、技術面で見ても、落ちてしまったところよりも技術力は落ちるのではないのでしょうか。

そして、この方の今後の発注につながる強い受注力をもって応札したものであるということで、実は次に審査されます80号のところにも、この川田さん、手を挙げています。しかし、途中で辞退しております。それはなぜかわかりませんが、そっちの辞退したほうが先に札を入れて、これが後で札を入れているわけです。今後の発注につながるように強い受注力をもって応札したもののいうふうに価格調査票には書いてあります。この会社が低入札で入れて、技術力は劣っているけど、価格が下がれば下がるほど、幾ら総合力で技術力が勝っていても、こういう大きいところに低入札で取られていってしまう、ということは考えられませんか。

清水道路整備課長 まず1点目、低入札で何件か落札しておりますけれども、その工事の評定点は80点超えもありますし、それぞれ満足する評点になっております。

それから、今の御指摘の技術点につきましてですけれども、まさしく総合評価方式が技術点と、あと、価格競争という入札価格等の比較によって業者を決めるというふうになっておりますけれども、今回の場合は技術点が低いのですが、入札価格が低かったために落札できたということになります。また、今、御指摘のとおり、次のものについてはまさしく入札価格は低いのですが、落札できなかったというものにもなっております。それは技術点が高くて、技術を評価されて落札したということになっておりますので、必ずしも低く入れれば、



低入で入れれば取れるというものではないというふうに感じております。  
以上です。

小越委員

低入札でここがどんどん、どんどん入っていく。確かもう一つの会社は山梨県の会社ですよ。ここ、落ちてしまったところは。山梨県の会社がこんなに頑張っているけれども、その資材単価、資材の調達や労務のところでは大きい東京のところですよ、そこに負けてしまったら、一生懸命頑張って技術力をアップして山梨県の会社がやろうとしても、最後にはお金でかなり低いのを入れれば負けてしまうということが繰り返される。まあ、今度、次は逆ですけども、もう少し山梨県内の業者をどう育てるかということをしていかないと、これ、同じことが繰り返されて、この会社は今後の発展につながるよう強く、次もこういうふうに来てくるんじゃないかというふうに、私はちょっと心配なんです。同じように調査価格よりももっと低い札を入れて、そして、総合力、技術力が落ちていても低いのを入れれば加点のところまで勝ってしまうと。それが繰り返されていきますと、大手のところはどつと来て、安いのに札を入れると、山梨県の建設業が落ちていってしまう。せっかく頑張っているのに。その仕組みを少し変えないと、総合入札で、一般競争入札で技術力と一緒に加味しているといっても、もう少し工夫しないと大きいところが安いものを、資材単価も含めていけば、価格さえ下げれば取ってしまうというのは、少しやり方を変えないとまずいんじゃないかと思えます。その見解を聞きます。

池谷技術管理課長 ただいまの小越議員の質問にお答えいたします。今回の工事はJV工事ということになっております。先ほど申しましたとおり、ディビダーク工法ということで、非常に高度な技術力を要するというので、県内の業者だけでは一般競争に至る業者数が集まらないということで、県外業者を含めまして一般競争に付したわけでございます。総合評価でございます。ただ、JVの中で、親以外の構成員につきましては県内ということにして、要件を与えておりまして、確実に県内業者も、親ではありませんが、子として工事に参加できると。こうした経験を積んでいただきまして、こういった技術力の要する工事でも県内業者が能力を発揮できるようになれば、今後、県内業者が親として入ることも不可能ではないのかなと思っております。  
以上です。

渡辺（英）委員 今、小越さんの質問がありましたけれども、県内だけの業者のJVというのはなかったの？入札するときに。

（「点数基準が決まっているから。金額によっては県内JVもあるんだよ。」との声あり）

清水道路整備課長 県内だけのJVもございます。

渡辺（英）委員 今、聞いているので次のやつ説明したってということ？ ちょっとよくわからないんだけど。いい工事をする、これは当然のことだけれども、県外の大手が来てJVを組んで、配分っていうのかな、割合っていうのはどういう割合になっているの？ この3社の割合っていうのは。

池谷技術管理課長 構成員最大ということで、その時々で、3JVであれば5、3、2とか、それはJVの業者同士で話し合っ決めていくというふうに聞いております。

渡辺（英）委員 それは、けど、入札のときにはないの？ その割合っていうのは。入札決まってから、落札してから決めるの？

池谷技術管理課長 入札の前に、JVを組みますという申請を県土整備総務課のほうにあらかじめ出しまして、それから入札に参加するということになっています。

（「最低が決まっているの？ 最低が」の声あり）

池谷技術管理課長 最低は、20%以上が最低だと承知しております。

渡辺（英）委員 いや、今、この3社のJVの請負の割合を聞いているんだよ。だから、川田さんが何%とか、そういうこと。

清水道路整備課長 配付資料の3ページになります。配付資料の3ページに請負者というのが右から2つ目の欄にありますけれども、そこにそれぞれの工期の出資比率が載っております。以上です。

早川委員長 もう一度説明をお願いします。

清水道路整備課長 配付資料の3ページになりますけれども、請負者というのが右から2つ目の行にあります。そこに一番上に横河ブリッジ・飯田鉄工・檜崎製作所というのがありますけれども、その下に出資比率、45対35対20というふうになっています。その下が川田の今の工事になります。川田建設・風間興業・中村工務店というふうになっておりまして、出資比率が50対25対25というふうになっております。

渡辺（英）委員 川田建設さんが50ということでもいいのかな。

清水道路整備課長 川田建設が50%ということでもいいです。

渡辺（英）委員 じゃあ、もう一つ聞くか。この工事の国の負担とか、県の負担とか、いろいろあるでしょう。その割合について、じゃあ教えて。

清水道路整備課長 国補の工事ですので、国費率というのが65%になってございます。

渡辺（英）委員 計算したらよくあれだけど、県の工事が35%。そうすると、国から来た工事のパーセント、かなり県外へ行くってことになるな。そこをお聞きしたかったんですよ。だから、県内の工事が2社で50%を占めているわけけれども、つけてやるような状況じゃないんだけどね、山梨県で工事をするに当たって、やっぱり地元へいろいろ還元していく、そういう考え方ってすごく大事なかなと思うので、これは、この予算の審議をしているから要望はなかなか言えないけれども、JVをするに当たっては、特に県内の業者、できるところはしてもらいたい。こんな思いで聞いているところですので、御理解いただきたいと思います。

わかりました。以上です。

白壁委員 JVの基準があるじゃんね。幾らだと出資比率が最低何%だとか、何JVだ

ったとか。で、WTOかかってくるかどうか。今、WTOというとなら20億ぐらいかな。そうすると、こんなんだとか、いろいろあるじゃんね。ああいう資料があれば一目瞭然だよ。3社JVじゃなくて4社JVにすることによって、親が県内なんていうことできないのかね。前、農務でやったときにね、ヤマウラ（株）ヤマウラってあってね、長野の、いわゆる橋梁屋が入っていたんですよ。で、結構取っていたので、これは県内で何とかやってもらう方法ないかって話をしたら、今、ヤマウラ（株）ヤマウラ入らなくなったけど、飯田（飯田鉄工（株））あたりが結構取ってくれるようになったんですよ。何か手法がないものか。

今、多分言われているのは、35%もらって、35%以内であれば県のお金が外に出るじゃないかっていうことなんだろうけど、あと15%得しているって意味でしょう。国からもらっているから。まあ、そういう方法っていうものは考えられるものか。

中澤県土整備総務課長 JVについて、まず県内業者さんの受注ということに関して、可能な限り県内の業者さんに育っていただきたいというところでごさいます、こういったJVを組む場合も、可能な限り県内業者とのJVを組んでいただくようなことをお願いをしているところでもあります。

ちなみに、27年度、昨年度、JVは全て県内業者のみで構成をされておりました。今回はこういう形で県外の業者さんも入ったJV。より高度なものについてはそういうぐあいに。

ですから、今後も可能な限り県内と組んでいただくような形で発注をしたいと考えております。

白壁委員 それはあれですか、金額ですか。点数ですか。もしくは特殊な工事過ぎるとか。

大久保県土整備部長 今回のこの工事でございますが、先ほど整備課長のほうでディビダークという言葉を使ったけれども、日本語で言えばやじろベエ工法ということで、8ページ、先ほどの図面をごらんいただきたいと思っております。側面図のところにごさいますけれども、2本、橋脚があります。そこから左右にバランスをとりながらコンクリートを打ち継いで、くっつけていくと、こういう工法でごさいます、非常に施工難度が高いということでごさいます。

今回の入札に当たっては、私ども点数を設定しております。山梨県内ではその点数を超えるのは1社のみでごさいました。まずはやはり安全に品質がしっかりしたものをつくってもらうということが第一でごさいますので、まずは技術力と。実績も含めましてですね。そういったものをまず重要視したということでごさいます。その上で、まず代表構成員が専門業者、あとそれ以下の2つの構成員につきましては少しランクを落として、県内業者も参加できるような形で設定いたしました。

通常の、例えば、道路工事、土木工事については、県内の業者ができるだけ入れるような形でやっておりますが、このような高度な技術を要するものについては、やはり品質、そして安全管理、そういったものがしっかりできることということで今回、このような入札を行ったところでごさいます。

以上でごさいます。

小越委員 さっき私、説明で、このもう一つの会社は、早野（組）さん、国際建設、井上建設。早野さんなんですよ。早野さんのほうが高度な技術力66点で高い

んですよ。さっき、難しいところだったからって言ったけど、だけど、早野さんのほうが点数高いんですよ。加算点も。高度な技術66点で、川田さんが49点ですよ。工事実績も早野さんのほうが12点で、向こうは4点ですよ。だから、総合力、技術評価点は早野さんてまあ、早野さんって具体的に言っちゃいけないけど、山梨県内のほうが高かったわけですよ。高いほう、難しいところだからっていうと、今の話が食い違ってくるんですけど。だから幾ら頑張っても、低いお金でどんと向こうに入れてしまうと、その分母のやり方で技術力が高かったとしても、あまりに低いお金で入れられてしまうと引っくり返って、技術力が低いところに持っていかれちゃうんです。それが東京でいろいろな資材を自分で調達できる、安価なところができる、そこが持って行ってしまふことを、私はだから技術力が高いところをちゃんと評価して、山梨県内あるのであれば、そういう仕組みを、入札する仕組みをつくり変えないと、この会社が、じゃあ次から次へと低入札で、技術力が劣っても、入れてきたらそこを取ってしまうわけですよ。それじゃあ安全なことも含めて違うんじゃないかと。だから入札の方法を少し考えたほうがいいんじゃないかと言っているんですけど、いかがですか。

池谷技術管理課長 ただいまの質問にお答えいたします。まず最初の技術点と入札額の関係ですが、この総合評価制度におきましては、入札額1億円当たりの技術点、これは評価値と言っております。これが先ほど先生が言われた21.905とか21.381ということで、非常に今回の場合は接近をしておったわけです。これはこの方法というのは全国的に共通の方法でございまして、非常に微妙なところなのですが、今回は技術点評価よりも入札額の低さっていうんですか、競争力のほうが勝ったということになるかと思えます。

どんどん低い価格で低入で入れられれば、県内の業者はどうにもならないではないかというお話がございましたが、低入札調査基準価格を下回った場合で、実は失格になる基準もございまして、簡単に言いますと、直接工事費の75%以上あるとか、いろいろな入札時に提出された工事内訳表の中のいろいろな経費を総合しまして、著しく低い場合は失格になる場合もあるということで、必ず低い価格で入れればその方が落札者になるということは避ける、できないという仕組みになっております。

以上です。

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

#### ※第80号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 原案の通り可決すべきものと決定した。

#### ※第81号 変更契約締結の件

## 質疑

## (地質の調査方法について)

白壁委員

多分、まるでわからないと思う。わからないということは、D1だとか何だとか、こう言われても、専門屋じゃなきゃわからないですね。国交省の地質分類を使っているということだよ。そのことを言っているんだと思うけれども、そういうものも全然わからないから。水が出たってということは、今度は速度も変わってくるしね。調べるの大変だし。坑口の部分についてはボーリングやったからそこそのものは出ているけど。そういう意味だと思うね。よく2割ぐらいのところでおさめたって感じだよ。トンネルって、掘っていかなきゃわからない部分、特にこんなループ形だとか山の深いところなんていうのは……でも、考えるとリニアって大変だと思うね。相当これはやっていって、まあ、刃先のところでチェックしながら、増減を繰り返して、そこへ不連続な断層が出てきたらそのところをロックボルトで固めながら、本数を増やしながら吹き付けを多くして、厚みを増して確保していくしかないんだよ、これね。ほかの方法はないし。よく2割ぐらいで抑えたと思うよ。特にこんなループ形なんていうのはよくわからないし、あそこはほんとうに急峻だからね。あの山道なんて、ものすごいつづら折りだもん。よく抑えられたと思う。だけど、最初、どんな調査したんだろう。さっき言った弾性波だけ？っていうのは、もうボーリングを補うためのダイナマイトだもんね。そういう調査だけだったのかね。あとは、国土地理院の地質のデータなんかも見ながらやっていったのかな。

清水道路整備課長 最初に行った調査ですけれども、まず、先ほどおっしゃるとおり、坑口付近でボーリング調査を5カ所やっております。鉛直ボーリングを3カ所、あと、道の方向に進む水平ボーリングを2カ所やっております。そのほかに弾性波探査を6測線やっております。そのほかにも文献の調査もやりますし、表面の地質調査、または岩石の試験など、トンネルの技術基準に基づいて実施をしております。トンネルの事前調査としては、特に一般的で過不足はなくやったと思っております。

以上です。

白壁委員

よくわからないよね。だから、どういうものなのかっていうことなの。説明してもらわないと僕らはわからないから。どういうもので、どういう振動を与えて、どういう根拠のもとに来るのか。それが屈折するからとか、いろいろあるんだと思うんだけど、そういうちょっと細かいところで、悪いんだけど説明してもらえますか。

清水道路整備課長 弾性波探査ですけれども、トンネルの内部の深い部分の地質を調査するのに弾性波探査というのを使います。地山に人工の振動を与えます。例えばダイナマイトみたいなもので小さい爆発などを起こすこともあります。その波の伝わる速度でかたい地質、もろい地質などを判断するものでございます。

資料13ページの掘削パターンの比較図に示しました上段図が弾性波の速度を示してございます。赤のほうは遅く、緩んだ地質で、青くなるほど速度が速くてかたく締まった地質というふうに想定された部分でございます。それをもとに想定した地質で設計してございます。

以上です。

白壁委員

これは成果品だからね、ここへ行くまでにはいろいろなデータがあって、それを組み合わせていって、最終的にこういうものができてくるんだね。そうだよ。で、大体、こういうところっていうのは、さっきから言うとおりの、よくわからんわね。わからないところを何とかデータのまとめで金額をはじいていくっていうのが設計屋であって、コンサルであって技術屋であると。さっきもあったんだけど、公共住宅のRCの建物か、さっきのは地質の調査っていうのはあれだよ。そういうものがちゃんとあっているのかっていうのが。でも、あつちは地表面になるからね。供試体がとれるものと、これは本来からいくとボーリングでちゃんととりながらだけど、ボーリングなんてとてもやりきれないから、それを弾性波かけて、それでデータを出しながら推定をしていくんだよね。それでこういうところは多分こういう断層だろうと。そうすると、それがJRじゃなくて国交省のデータを使ってくると思うから、そうするとそこで、こういうもので想定していくと、大体このぐらいのところだと。だから、かたい断層だから、このぐらいのロックボルトでこれでオーケーと。吹きつけの方法というのはこれでいいと。で、やっていってみて、掘っていったら、先で見てみたら、そこには不連続性のというか、そういうあれがあったと。断層の違うところでやわらかいところがあったと。そこのところは今度は何か変えなきゃならないし、だから金額が変わってくる。水が出てきたら水を変えなきゃならないし、とめなきゃならない。そうすると、こういうことをしなきゃならないから金額は3億数千万が上がったとういことだ。ということだね。

まあ、よく抑えたと思う。どうですか。よく抑えたなんて言ったら、全くそのとおりですってわけにいかないと思うけど。まあ、でも、限りなく技術力をもって、まあ、無理だと思うけど。絶対無理だから。絶対に金額が最後まで変更なしで行くなんていうことは決してないと。どんな技術を使っても絶対ない。だけど、限りなく技術を上げながら、そこの当初の予算にあわせるっていう努力をしてもらいたいと思うんだけど。

清水道路整備課長 大変わかりやすい説明をありがとうございます。我々も当然、最初に調査するものですから、その精度に関してはできるだけ細かく見ようというふうには思っております。ただ、今回やった弾性波ですけれども、弾性波試験で先ほど説明したとおりの、締まった岩盤では波が速く伝わるというふうになっております。今回の場合、山の深い部分では、もともと断層の影響で潜在的な亀裂が岩の中にあつたのではないかというふうに思っておりますけれども、それが山全体の圧力を受けて、密着しているというか、くっついていたものですから、波が速く伝わったために、わりといい岩盤だというような結果が出ているというふうに我々はちょっと思っております。

白壁委員

これからも、そういう方向で頑張ってもらいたいっていうことだ。

討論

なし

採決

原案の通り可決すべきものと決定した。

### ※請願第28-3号 道路予算の確保に関する意見書の提出を求めることについて

意見

(「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

### ※所管事項

#### (甲府城周辺整備事業について)

皆川委員 この前、4月28日ですかね、予算説明会におきまして甲府城の周辺地域活性化基本計画についてパブリックコメントをやったという説明を受けたのですが、その寄せられた意見というのは、どんなものが、どれくらい寄せられたか報告していただきたい。

望月都市計画課長 現在、集計中ではございますけれども、約40人の方から、約100件の意見が寄せられている状況でございます。

皆川委員 100件の意見が出たっていうんだけど、特にどんな意見が多かったのか。

望月都市計画課長 計画の素案に広場ゾーンとして位置づけております県民会館跡地の整備イメージに関する意見が最も多く寄せられております。また、岡島百貨店周辺の中心商店街とお城の回遊性を高めることに関する御意見も数多く寄せられております。その他、歴史・文化、飲食、物販の整備イメージに関する御意見。あるいは、イベント開催など、ソフト施策への取り組みに関する御意見などを多く頂戴している状況でございます。

皆川委員 今、県民会館の跡地の利用についての意見が多かったと。その中でね、幾つかありましたね、パターンが。私なんか言っているよりいろいろな人の意見ですけれども、もともとあそこは甲府城の内堀だったんだから、それはもともとあったものを復元して、あそこの内堀を広げろという考え方。そうじゃなくて、そのまま広場にしろという考え方。2つばかりパターンがあったりと。どっちが多かった？

望月都市計画課長 委員御指摘のとおり、県民会館跡につきましては、計画素案で広場利用やお堀の復元について検討していく、あるいは周辺民有地との一体的な整備を検討していくということをお示ししておりますけれども、これについてはお堀を復元したほうが良いという御意見が多く寄せられている状況でございます。

皆川委員 パブリックコメントでもそうだが、私、前から言っているように、広場が多過ぎるんだよ。今言った、防災新館の前は広い広場、集会場だけ、その横におそらく大手門前広場。そしてまた、この広場をつくったら、そしてさらに橋を渡って自由広場と。4つも広場つくたってしょうがない。やっぱり広場、広場じゃなくて、せっかくお城があるんだから、そのお城を際立たせるような、石垣が際立つような、そういう意味で水辺をつくるべきだと思うんです。甲府の場合は水辺が少なすぎる。中心を流れている濁川は全部ふた閉めちゃっているし。水辺のない町っていうのはしっとり感がないんだよね。

そういう意味では、甲府っていうのはもともと、今年開府500年か。もともと城下町。その城下町の風情を出すようにね、やっぱりあったものを復元す

るんだから、決して無理なことじゃないと思うのね。ただ、その工法はわからないよ、私には。どういうふうにして復元するかわからないんだけど、これについて反対意見っていうのはあったんですか。今言ったような復元について。

望月都市計画課長 先ほど県民会館の跡地につきましては、広場利用やお堀の復元についてお示ししているという形の中で、広場利用をしたほうがいいという御意見も何件かは寄せられているというふうな状況でございます。

皆川委員 それは特に、復元すること反対っていうわけじゃないんだね。広場でもいいって言ったってということだね。そういうことであるならば、こういう寄せられた多くのパブリックコメントの県民の意見をね、どのように今後、その計画というか、基本計画に反映していくんですか。

望月都市計画課長 基本計画については、パブリックコメントによって大きく変更しなければならないような状況は出ていないと思いますけれども、今回いただきました数多くの貴重な御意見を十分踏まえながら、今後、具体的な計画策定に取り組んでいかなければならないと考えております。

皆川委員 わかりました。非常にいいなと。ただ、今後ね、さらにこれをもとにして、この計画をどういう形で進めていくか、そのスケジュール、これをちょっと教えてください。

望月都市計画課長 今年度、県民会館や甲府税務署などの公共施設跡地が活用可能な甲府城南側エリアについて、具体的に整備する施設ですとか事業主体、あるいは事業手法を定める実施計画というものを、甲府市と共同で策定していくこととしておりまして、早期の事業着手を目指してまいりたいと考えております。

皆川委員 何となく漠然とわからないんだけど、この間、甲府の市長さんなんかも入れて話したんだけど、甲府のほうじゃまだ全然、お互いの意見交換がなされていないようなこと言っていたんだけど、ほんとうにやっているんですか、これ。甲府と今一緒になって言っていたんだけど、そこをちょっと。

望月都市計画課長 今回、パブリックコメントにかけましたこの基本計画については、ずっと甲府市と一緒に策定を取り組んでまいりました。それから、今回、今年度策定する実施計画についても、今年度、1,400万円という予算を計上させていただいておるのですが、半分の700万円は甲府市が負担するということになっておりまして、甲府市と県で共同してこの計画をつくっていくという形で意思確認はしております。

皆川委員 じゃあ、まあ、大体、何とか動いているということですね。それじゃあ、結構です。ぜひしっかり頑張ってください。  
以上です。

#### (橋梁の溶接不良について)

山田(七)副委員長 昨年問題になった橋の落橋防止装置の不備の点について幾つかお伺いたします。県内の不良箇所、橋の落橋防止装置の不良箇所っていうのは最終的には何件ぐらいになったんでしょうか。



雨宮道路管理課長 県内においては44橋あります。

山田（七）副委員長 いずれにしても、橋の問題ですので、公共の話になるのですけれども、工事中、当然、落橋防止装置について製品検査みたいなのは行っていると思うのですけれども、その検査に関して、県や国の検査に対する不備ってというのはあったんでしょうか。

雨宮道路管理課長 現在のところ、国、県においては、隠蔽をされたという認識でいますので、国、県においてはそういう隠蔽をされてしまってわからない状況で施工したと認識はしております。

山田（七）副委員長 以前この話を伺ったのは2月の話なんですけれども、そのときには今後の国の動向というものを注視しながら対応をしていくという答えをいただいたのですけれども、その後、国の動向というのに変化がありましたか。

雨宮道路管理課長 昨年12月22日に国の有識者委員会が中間報告を出しました。それは、補修方法について、新規につけかえ等々、3案を提示したところであります。さらに、3月24日にまた国のほうから補修工事の基本方針というものが出されております。ただ、県においてもそれに基づいて今、今後どのように取り組んでいくかということを検討しているところなのですけれども、現在、国及び各都道府県、まだ手をつけていないという状況がありますので、山梨県においても国や各都道府県の動向を注視しながら、県としての対応も検討しているところであります。以上です。

山田（七）副委員長 2月にお伺いしたときには、不良箇所があっても東日本の地震のクラスが来ない限りは、そんなに急にどうこうなるって話じゃないよっていうふうな感じで伺ったのですけれども、その2カ月後、今回、熊本の地震がありました。山梨にも当然、熊本のクラスの地震が起きるような活断層も走っていますし、東海・東南海のトラフの地震というのも想定されます。私がなぜ今、このことに関してこんなような話になるかという、新聞報道で真っ先に葦崎の穴山橋が不良箇所の名前が出たんですよね。熊本の地震の、これは原因は違いますけれども、土砂災害によって橋脚が落ちたという映像を見て、葦崎の住民の皆さんの不安というのは高まっているんですよね。そういった中で、県としても国に迅速な対応というのをぜひとも働きかけていただきたいと思います。その辺はどのような対応をとっていかうと思っておりますか。最後にお伺いします。

雨宮道路管理課長 本県においても国の動向を注視しながら、先ほども述べましたけれども、実際には引っ張り応力等については補修をしないというような方針も出ておりますので、今、それに従って、県のほうでもそういう各橋梁において調査をしている段階であります。今後はやっぱり国のほうと密に連絡をとって、不安のないように施工していきたいと考えております。以上です。

山田（七）副委員長 よろしくお願ひします。以上です。

(道路区画線の整備について)

小越委員 県管理道路における区画線白線の状況についてお伺いしたいと思います。警察も、交通事故多発ということで心配なんですけれども、県管理道路区画線、センターラインですとか右左折の表示ですとか、消えているところはかなりあるかと思います。県管理道路の白線の状況について、何キロを所管し、そのうち白線の引きかえ、塗りかえですね、必要なところは何キロというか、何割あるのかまず教えてください。

雨宮道路管理課長 現在、県が管理している国道及び県道を含めて、区画線、外側線は約3,700キロあります。そのうち28年3月末の時点で消えている箇所が300キロあります。  
以上です。

小越委員 そうしますと、全体のどのぐらいかな。たしか、2年前にも聞いたときに、3,700のうち、引き直しが必要なのが800キロというふうに聞いたんです。今現在は、そのときに比べて少し塗りかえなければいけないところは修理が進んでいるのでしょうか。全体、何%ぐらい残っているんですか。

雨宮道路管理課長 2年前に御指摘された800キロについては、実績で言いますと26年に380キロ、27年に300キロおおむね施工しました。残りが100キロぐらいあるのですが、今年度、区画線を引いていきたいと考えております。先ほど言いました300キロのうち100キロは残っている100キロになっております。  
以上です。

小越委員 100キロを2年間そのまま放置しておいたということですよ。そういうお話でいきますと、それはとても恐ろしい話だと思います。塗りかえの予算は年間どのぐらいあるのでしょうか。そして、その塗りかえの予算で残りの300キロは全部賄えるというふうに認識してよろしいのでしょうか。

雨宮道路管理課長 うちの28年度の予算は、区画線については4,000万から5,000万を今年度予定しております。メーターの単価で言いますと、メーター500円。ですから、約80キロ。80キロ、年間で引くような予算。80キロから100キロですね。先ほどの300キロについては、今年と来年で区画線を引いていきたいと考えています。  
以上です。

小越委員 ということは、4,000万から5,000万で80キロですから、300キロを今年中に引くということは予算を増額するっていうふうに理解してよろしいのでしょうか。

雨宮道路管理課長 今年度と来年度で300キロを施工する予定です。  
以上です。

小越委員 じゃ、全部、来年度も含めて引いていただけるというふうに今思いますので、お願いしたいと思います。この前もお願いしたのですが、例えばこの甲府のコジマ電気、富竹ですけれども、これ、引いてもらった右左折のレーンですけど、実はここに黄色い線がほんとうはあるんですけど、これは黄色い線は警察の管理なので引いていないんですけど、ここに信号機もなければ、この前の状

況は何もなかったんですよね。向こう側から来るとセンターラインの直接行きますと右折レーンにぶつかってしまうという、事故が起こっても仕方がないようなところを放置してあるわけです。こういう箇所がかなりあります。その上阿原の交差点のところも、右折と直進のところが消えておりますので、右折のレーンだと思って並んでいる人と、いや、直進のレーンでいく人とぐちゃぐちゃになって、そこでぶつかる可能性が高いのであります。そこに住んでいる人は、ずっと使っている人は、当たり前でこういうものだと思っているかもしれませんが、初めて来た人は、そのレーンが無いばかりに事故が起こってしまう可能性が高くなっています。

この道路の管理のところは、山梨県のところでやっているのであれば、あと300キロ、2年かからずに早くやらないと、もし事故が起きたときに誰の責任か問われますので、必ず予算を、補正予算もつけて、大きい道をつくるのも必要ですけれども、こういうところこそまず最初にやっていただかないと、子供たちの安全や、交通事故は減らないと思いますので、ぜひお願いしたいと思っております。

#### (住生活基本計画について)

もう1点、住生活基本計画についてお伺いいたします。今年度、住生活基本計画が国のところで作り直しをされました。国の基本計画が作り直され、県でもそれを義務的に作りなさいということになっております。これからつくっていくと思うのですが、国の基本計画に18の県からは意見照会、意見を出したというふうに聞いておりますけれども、山梨県はこの国の基本計画に対して意見を述べたのか。述べなかったとしたら、この国の基本計画についての評価はどうお考えなのか、まずお伺いします。

渡井建築住宅課長 まず1つ目の質問ですけれども、本年2月に意見照会があった回答につきましては、特に意見がないという旨で回答しております。

それから、全国計画に対しての考え方なのですが、国のほうからの説明、当時の状況等をちょっと把握することができませんでしたけれども、現在、全国計画の内容等について見ますと、まず1点目は、国としてもわかりやすい書き方に切りかえたということ。それから2点目は、3つの視点で捉えて目標を設定したということ。そういったことから考えましても、前回の計画とはがらっと変わった計画ではありますけれども、ある意味でわかりやすい内容になっているのかなという思いがございます。

もう一つ、国のほうの審議においても昨年度まとめられたのですけれども、10回以上の審議会あるいは勉強会を開催する中でまとめられたということ踏まえましても、妥当であろうと考えております。以上でございます。

小越委員

前の計画と今回の計画で国の位置づけが大きく変わったのは「はじめに」という文章が削除され、基本的な方針のところ住宅の位置づけというものはありません。この間の前の計画には、住宅の位置づけとしていろいろなことあるのですけれども、人生の大半を過ごす欠くことができない生活の基盤とかあるのですけれども、社会的性格を有するものだと。空き家の問題、安全や環境のことも含めて、大きな影響を及ぼすという意味で社会的性格を有するものというふうに住宅の位置づけをして、書いてあるわけです。それが今度、すっぱり抜けているわけです。

そして、今回は、3つの視点ということで、山梨県がこれまでつくっていた

この計画と大分様相が違う3つの視点というのが出されております。3つの視点も、各地域の特性に応じてつくってもいいよとなっているのですが、県の制度は、県の計画は、国の計画と同じように3つの視点に基づいて、指標も大体同じようなものを積み上げていくのでしょうか。

渡井建築住宅課長 ただいま、委員から話がありましたとおり、全国計画はそのような状況になっております。県といたしましては、その内容に即して、いわゆる全国計画に即して都道府県計画を定めるということが法に位置づけられた行為になりますので、基本的にはそれに基づいて策定し直すこととなります。ただし、即してという意味合いは、辞書で調べますと、ぴったりくっついて離れないという意味になるのですが、基本的な考え方は、全国計画とうちの県の計画、内容的に基本的に合っているということであれば、構成については特段それにあわせる考えは、今から検討しなければならないのですが、ぴったりあわせるということは、今後の検討課題だと思っております。  
以上です。

小越委員 この地域の特性に応じてつくってもいいということで、山梨県のこれまでの計画と国の今回出したのはつくり方も考え方もかなり違っているかと思うんです。例えば指標を国の計画にあわせるかどうかというのもあるのですが、一つ気になるのは、国の計画の中では、耐震基準、昭和56年基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率、平成37年におおむね解消というのが国の計画です。ただ、山梨県の今回出された耐震改修促進計画によりますと、5年前ですが、平成32年度末に90%となっています。このところが開きがあるのですが、ここについてはどうお考えでしょうか。国の計画のように、おおむね解消、つまり100%目指すというふうにこの耐震計画もつくり変えるべきじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

渡井建築住宅課長 先ほど申し上げましたとおり、今年度見直しをかけますので、状況等によりましては、まずは市町村の意見、これを重要視した中で、また国との協議、これも法定計画になりますので、していかなければならないと考えております。  
それから、今、御指摘がありました耐震改修計画の内容、実は平成17年に10年計画で策定しました。耐震化は本来90%を目標にしていたのですが、85.4%が昨年度末の状況でした。いわゆる5ポイントほど足りなかったということで、県の耐震改修促進計画はそこで見直しを行いまして、平成32年度に90%を達成という目標を設定いたしました。これにつきましては、県の総合計画、あるいは重点計画の、それに基づいた中で設定しております。したがって、国の全国計画が仮に、先ほど委員がおっしゃられたとおり、ほぼなくなるということが37年目標にあるにしても、県の計画におきましてはまだ32年の計画までしか設定しておりませんので、今後調整しなければならない事項だと思いますが、今のところは32年の目標に従って整理していきたいと考えております。  
以上です。

小越委員 この県としてつくらなければならない基本計画の中で、高齢者の方々、それから住宅に困っているの方々に対する施策というものをしっかり入れていただきたいと思っております。今回、山梨県もようやく、山梨県居住支援協議会というものが4月に設立されました。この居住支援協議会の中で、住宅に困っていらっしゃる方をそこでつなぐという役割があると聞いておりますけれども、

この居住支援協議会にどのぐらいの方が、戸数ですね、どのぐらい登録されているのか、どのような方向性が見えているのか、教えてください。

渡井建築住宅課長 居住支援協議会は本年4月27日に発足いたしました。不動産関係団体が4団体、それから27全市町村が入っております。県の組織におきましても福祉部局、県土整備の部局、合わせて6課室で構成されております。まだ動き出したばかりなのですけれども、今後、この事務局はあくまでも民間の団体の宅建協会のほうに位置づけされておりますので、そことの連携を深めながら整理していきたいと思っております。

それから、今、委員のほうから指摘がありました、登録件数ですが、生活弱者である障害者とか高齢者の方がすぐ入れるというような施設は現在81戸ございます。本来の目的はそこにありますので、今後件数をどうやって増やしたらいいのかということも含めて整理していきたいと考えております。以上です。

小越委員 住生活基本計画の中で、公営住宅ですとか、それから空き家の物件を例えば公営住宅に変えるとか、とりわけ住宅に困っていらっしゃる方、居住支援協議会の中で81戸とありますけれども、これからも増えていくようにぜひ、改修のことも補助金出ますので、とりわけ低廉で、安全で、安定した住居を提供できるように、その計画をぜひつくっていただきたいと思っております。以上です。

渡井建築住宅課長 ただいま委員の御指摘のとおり、これからスタートしたというふうに思っておりますので、整理していきたいと思っております。以上です。

#### (公共事業の前倒し発注について)

渡辺(英)委員 先ほども話が出ましたけれども、公共工事の前倒しの発注ということで伺いたいと思っております。本会議で我が会派の山下さんが代表で聞きました。非常に今、建設業界を含めて元気がないと、こんな思いがあるわけですがけれども、ここで80%を前半出すというようなことで、非常に私どもにとりましても、素人ながらうれしいなという思いがあるわけですがけれども、一方で体力が弱っている業者もいるわけですね。そこで集中的に工事が発注されたときに、受注体制、こうしたものが計らわれているかどうか、ここが心配になるのですけれども、県の認識はどうですか。

池谷技術管理課長 ただいま、渡辺委員がおっしゃられましたとおり、上半期8割発注ということで、今まさに発注準備を進めているところであります。御指摘は工事の品質確保がいかにかということでしょうか。

渡辺(英)委員 受け入れ体制がね。

池谷技術管理課長 受け入れ体制につきましては、先ほどお話がありましたとおり、技術者等の緩和等をして、なるべく多くの工事に入札参加できるような体制を整えました。あと、品質管理につきましては、我々、月1回の施工体制パトロール等を実施しております。現場を月1回は必ず、プロセスチェックということで、監督員あるいは施工管理官が現場を回っております。そうした中で、きちんとした現場体制が整えられておるかどうかが、そういうチェックとかパトロールを通

じて監視をしていきたいと思っております。

渡辺（英）委員 時間がないからね、すみません。今ね、品質管理という話が出たけれども、施工管理、工程管理を含めて、ちゃんとした工期がなければ、これは利益が上がるものが上がらない。技術者不足だとか、いろいろな面で業界は非常に、先ほど言ったように体力が落ちているようなこともあって、適正な工期を確保してあげないと、前半に出したから早くやっちゃえという、こういう体制ではいかがなのかと思うのですが、それについていかがですか。どういうふうに考えているか。

池谷技術管理課長 今回、明許繰越ということで、現時点で工期が厳しいものについてはある程度、年度を超えるような手続をとって工事を発注するというので、我々も工期設定、いわゆる積算上出てくる工期というものがございます。それをきっちり余裕を持った中で発注しておきまして、品質確保、あるいは工事中の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

渡辺（英）委員 一般的に考え、見ていて、前半に集中して仕事が行く、適正工期も確保するという話でしたけれども、そうすると後半ね、非常に薄くなっていくのではないかという、一方で危惧もあるわけですよ。それについては年間通していい流れで確保してもらいたいと思うのですが、後半の仕事については、一方で、国の補正に対して取り組むとか、こういう話も知事も所信表明していましたよね。補正に対してどういうふうにこれからやっていくのか、その辺の取り組み方をお願いしたいと思います。

中澤県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、知事の所信表明にもございました下半期、この公共事業の関係で補正予算ということで、先般、5月12日に関東地方知事会においてもそういった補正については要望というのを行ったところでございます。まずは、県としても、今後、さまざまな機会を通じまして国に対して補正予算のお願い、要望を働きかけをしていきたいというふうに考えています。

#### （県土整備部の取り組みについて）

渡辺（英）委員 いろいろね、出ていますけれども、この公共工事が円滑に流れていかないと、山梨県が元気がなくなってくる。こうしたことを踏まえて、この1年間の今年の取り組みは県土整備部にとっても正念場かなと思うところがいろいろあるわけですよ。中部横断工事も今ね、やっておりますけれども、県内の業者がどのぐらい下請けしているのか、非常に心配になるし、そうしたことを含めて、山梨県の活性化を目指す意味から言っても、県土整備部の取り組み方が大事なんでね、最後、今年の取り組み方を部長に聞いて、終わりたいと思います。

大久保県土整備部長 これまで公共事業費が十数年間にわたって毎年毎年、削減されてきたということで、現在はピーク時の半分以下でございます。これについてどこかでやはり下げどまらないと先が見えないということで、平成27年度、昨年6月議会、本予算でございますが、そこで前年度1.0ということで、補正予算には計上していただきました。今年度につきましては、同様にやはり1.0ということで、ここで県全体の公共事業費については何とか一定の予算が確保できたということでございます。その中で維持工事をやったり、先ほどの耐震補強をやったり、インフラの更新をやったりということで、非常に予算も厳しい

わけでございますけれども、予算全体ではやはり国の補助事業、交付金事業が多くを占めております。今年度の県の当初予算に対しての国の内示というのをとおむね確保できました。今後、期待している部分はやはり国の補正予算でございます。今後ある程度、補正予算の規模というもの、あるいはそのうちの公共事業がどのぐらいかというものが、いろいろな報道も含めて示されるというふうに考えております。

昨年のお話をしますと、やはり昨年は国の予算、当初予算は厳しくて、県予算の予定していた枠まで届かなかったということで、かなり強力で国のほうに補正の予算の確保ということで要望いたしました。その結果、国の当初予算配分に対しての補正予算の比率、シェアですね、それは全国でもトップということで確保できた。何とか昨年は急場をしのいだということでございます。

今年度どのようになるか全くわかりませんが、今年度はどこも全国前倒しをしておりますので、後半、委員御指摘のとおり、予算確保というのは課題でございますので、どこもかなり強力で要望活動を展開するのではないかと考えています。県としてもこれから国の動向を見ながら、秋口に向けて補正予算の確保について国に対して効果的な要望活動をとって、何とか予算の確保、そしてあとはこちらのほうの発注体制、事業をしっかりとらせるものを用意していかないと、幾らお金が来てもだめなわけですから、両方が調わないとだめだということでございますので、事務所のほうでは用地を早く買うとか、あと関係機関の協議を進めるとか、そういったことを図りながら、本庁としては国に強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等決定は委員長に委任された。
- ・県外調査を8月23日から25日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

土木森林環境委員長 早川 浩